

令和7年 北秋田市農業委員会 第1回総会

1. 開催日時 令和7年1月15日(水) 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員(31名)

3番 宮 腰 文 義	5番 佐 藤 邦 久	6番 中 林 めぐみ
7番 長 崎 成 人	8番 堀 部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長 岐 正	11番 松 岡 英 敏	12番 伊 藤 鶴 一
13番 土 田 紀 子	14番 藤 島 喜美男	15番 成 田 博 幸
16番 寺 田 一 徳	17番 武 田 響 一	18番 武 石 修 一
19番 佐 藤 茂 延	21番 藤 岡 智 洋	22番 中 嶋 力 藏
23番 佐 藤 利 子	24番 松 橋 利 彦	25番 伊 東 誠 子
26番 出 川 信 久	27番 佐 藤 政 信	28番 小笠原 千 春
30番 土濃塚 謙一郎	31番 野 呂 義 久	32番 若 松 一 幸
33番 佐 藤 整	34番 金 俊 英	36番 佐 藤 篤 史
37番 長 岐 一 志		

4. 欠席委員(5名)

1番 櫻 井 豊	2番 佐 藤 稔	4番 鈴 木 豊
20番 金 田 悦 子	29番 澤 藤 匠	

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第 1	報告第1号	会務報告
第 2	報告第2号	専決処分の報告
第 3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 5	議案第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 6	議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
第 7	議案第5号	令和6年分北秋田市農地賃借料情報の提供について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

5 番 佐 藤 邦 久 6 番 中 林 めぐみ

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会第1回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 1 番 櫻井 豊 委員、2 番 佐藤 稔 委員、4 番 鈴木 豊 委員、20 番 金田悦子 委員、29 番 澤藤 匠 委員の5名となっております。委員総数36名中、31名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 5 番 佐藤 邦久 委員、6 番 中林めぐみ 委員にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第1号「会務報告」を事務局より願います。
事務局	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。 それでは、議案書の2ページをお開きください。 報告第1号 令和6年12月分会務報告です。読み上げてご報告いた

します。

はじめに、6日 第12回総会に係る調査を市役所第二庁舎会議室にて実施しました。

11日 オンラインにて開催された農業者年金加入セミナーに菊地副主幹が参加しました。

13日 市役所第二庁舎にて開催された北秋田市農業再生協議会第2回幹事会に成田事務局長が出席しました。

16日 市役所本庁舎大会議室にて第12回総会を開催しました。

20日 市役所本庁舎大会議室にて開催された北秋田市農業再生協議会第1回臨時総会に長岐会長と成田事務局長が出席しました。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第2号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第2号「令和6年12月分 専決処分の報告」です。

表の12月の列をご覧ください。1番右側となります。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が10件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が17件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が2件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が8件、合計37件の処理を実施しました。めくって4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下6ページの申請番号10番までの計55筆、99,579㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに6ページをお願いします。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、10ページの申請番号17番まで、合計89筆、面積102,560.54㎡です。

つぎに（６）農地所有適格法人の報告書の受理の２件につきましては、法人の名称、受理日等記載のとおりです。

つぎに（８）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

（申請番号１番を朗読）

以下、１２ページの申請番号８番まで、合計３２筆、面積５４,２６２㎡です。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

報告第２号について事務局より説明がなされました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

７ 番

７ 番 長崎です。

（８）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理のところで、申請番号４、６、７、８番について農地中間管理機構の欄に秋田たかのす農業協同組合と記載がありますが、これについての説明をお願いします。

事務局

事務局の疋田です。

こちらは過去に円滑化事業により農協が仲介して貸借を行っていた農地となります。

５ 番

５ 番 佐藤です。

（６）農地所有適格法人の報告書の受理で、１番の法人について受理日が令和６年１２月５日で備考欄に令和４年分と記載がありますが、この経緯について、また前回の総会で報告された報告書未提出の法人のその後はどうなったのか教えてください。

事務局

１番の法人については令和４年分の報告書が遅れて今般提出されたもので、こちらの法人は既に廃業しておりますので、これを以て所要の報告が完了したという扱いになります。

前回第１２回総会におきまして報告させていただきました未提出法人については、現在も提出に向けての折衝を続けているところであります。

議 長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長	質問等がないようですので、次に進みます。 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 1 3 ページをお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 7 年 1 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志 (申請番号 1 番を朗読) 以下、申請番号 3 番まで、合計 4 筆、面積 4,560 m²で、いずれも所有権移転案件となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号 6 番 中林めぐみ委員よりお願いいたします。
6 番	6 番の中林です。番号 1 番から 3 番を報告させていただきます。 調査日は 1 月 7 日、調査員は 9 番の 多賀谷委員、1 0 番の長岐委員、1 1 番の松岡委員、1 2 番の伊藤委員と私、事務局から成田事務局長、疋田主査の計 7 名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。 まず、申請番号 1 番は資料の 1 6 ページから 1 7 ページになります。脇神字古川添の申請地は、脇神集落のすぐ南側にある整備されたほ場の中の農地でした。衛星写真で確認したところ、適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。 次に、申請番号 2 番は資料の 1 8 ページから 1 9 ページになります。鷹巣字本屋敷の申請地は、鷹巣小学校のグラウンドから南側約 1 0 0 m にあり、空港バイパス道路となっている県道鷹巣川井堂川線から住宅地に入り、看板広告業者前の丁字路を右折してすぐの区画にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。 次に、申請番号 3 番は資料の 2 0 ページから 2 1 ページになります。本城字相善岱の申請地は、本城集落のはずれにある農道に隣接した畑でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の

農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

中林 委員、ありがとうございました。

議案第 1 号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 1 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 22 ページをお開きください。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 1 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号 1 番を朗読)

案件は以上の 1 件です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号 9 番 多賀谷テル子委員からお願いいたします。

9 番

9 番の多賀谷です。

申請番号の 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号 1 番は資料の 24 ページから 26 ページになります。上杉字

金沢の申請地は、合川の大野台工業団地の中で、農機具業者事業所のある十字路に隣接している農地でした。衛星写真と事務局が用意した現地の写真で確認したところ、牧草が栽培されていたいました。立会した申請者からは、許可を受けてから3カ月の予定と聞き、また周辺からも十分距離をとって工事されるそうで、周辺の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長

多賀谷 委員、ありがとうございました。

議案第2号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

32番

32番 若松です。

28ページの図面に鉄塔敷地について許可不要との記載がありますが、鉄塔建設というのは転用にあって許可が必要ないという意味なのか教えてください。また、基地局というのは何の基地なのか教えてください。

事務局

事務局の疋田です。

鉄塔敷地の許可不要というのは農地法施行規則第29条（第1項第16号）の中にありまして、送電線設備や通信設備の鉄塔で永久転用される部分については許可申請および許可が不要であるという規定に基づくものであります。このことから永久転用される部分につきましては許可不要として取り扱っているものです。またその周辺の一時転用される部分につきましては、農業委員会において一時転用の許可を出すよう国県からの通達がありますので一時転用として取り扱っているものです。なお、当該の鉄塔は電気通信事業者の携帯電話の電波塔ということで申請があったものです。

32番

ということは農業委員会の許可は無いけれども登記上農地ではなくなるということでしょうか。

事務局

こちらの土地は一時転用の申請にあたって工事に前後して分筆され、鉄塔敷地分の、図面では四角で囲んでいる部分が敷地として新たに登記

されるということです。この中で24ページの衛星写真で白い点線で四角く囲んでいる部分が最終的に農地ではなくなるという見込になっております。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第2号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書27ページをお開きください。
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」
農業経営基盤強化促進法 附則 第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和7年1月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
本案件はいずれも利用権設定案件です。
（申請番号1番を朗読）
以下、34ページの申請番号14番まで、合計38筆、面積116,610㎡です。なお、本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 議案第3号について事務局の説明が終わりました。
それでは、本案件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 3 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 6 ページをお開きください。
議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。
令和 7 年 1 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
本案件はいずれも所有権移転案件です。
(申請番号 1 番を朗読)
以下 3 7 ページの、申請番号 5 番まで、合計 23 筆、面積 28, 030 m²です。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 議案第 4 号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 4 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 5 号「令和 6 年分北秋田市農地賃借料情報の提供について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 38 ページをお開きください。

議案第 5 号「令和 6 年分北秋田市農地賃借料情報の提供について」

農地法第 52 条の規定に基づき、令和 6 年分の北秋田市内の農地の賃借料に関する情報を公示する。

令和 7 年 1 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由です。

農地法第 52 条で定める情報の提供等の規定により、令和 6 年 1 月から 12 月までに締結された北秋田市内の農地の賃貸借における 10 アールあたりの賃借料について公示するものです。

次の 39 ページが公示文の（案）となっております。中ほどの表をご覧ください。表のいちばん右側のデータ数が、集計に用いた農地の筆数で、4 地区合計で 754 筆となっております。これらの農地の令和 6 年 1 月から 12 月までの 1 年間ににおける 10 アールあたりの賃借料の平均額は、北秋田市全体で 9,700 円、最高額が 16,000 円、最低額が 3,000 円でありました。なお、注意書きの*印の 2 番にも記載しておりますが、賃借料を物納支給としている場合は、令和 6 年産米の J A 概算金の単価を参考にコメ 60 kg あたり 16,800 円に換算して算定しております。以上が議案第 5 号についての説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

議案第 5 号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8 番

8 番 堀部です。

この公示にあたっては、たぶん計算して提出されたものを最高額、最低額を事務局の方で確認して提案されたものと思いますが、農業委員の確認は要らないでしょうか。総務とか農政とかで確認してから提案するというふうな段取りにはなかったでしょうか。そこを確認したいと思います。

事務局

賃借料情報の公示にあたって小委員会への諮問が必要なのでは、というお尋ねかと思われませんが、これまでも情報提供にあたっては総会において皆様に確認していただいたものを公示してきたということからそれに則って今回も上げさせていただいたということでもあります。

14番

14番 藤島です。

毎回この表を見る度に土地改良区の水利費が入っているか入っていないか。高いところもあれば安いところもあるし、ここに出てくる単価というのは決められた単価だと思うけれども、その前提で土地改良区の水利費を耕作者が持つか持たないかでこの金額というものはだいぶ違ってくると思うんですけれども、その点をどういうふうに理解すればよいでしょうか。

事務局

算定された平均額に水利費が配慮されているかないかで条件が変わってくるのではないかというご意見かと思われませんが、この賃借料情報の平均額は先ほどご説明したとおり昨年1年間に契約された賃貸の総数の平均を単純に算出したもので、法の規定に基づいた情報提供ということで実施しているわけですが、今回提示させていただいた情報提供の中に水利費用などが反映されているかどうかまでは把握しておりません。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第5号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第1回定例総会を閉会します。